

## 登録生活支援員の一日

後見活動メンバーは月に1~2回、登録生活支援員として権利擁護支援事業を利用する高齢者や障害者の自宅を訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のサポートを行います。登録生活支援員の活動は区民後見人の業務内容と類似する部分が多く、実際の支援を通じて後見人として必要になる知識や経験を積むことができます。

### 登録生活支援員 活動例

時 間	業 務	業務説明
13：00	出勤 訪問前準備	専門員と情報共有を図り、本日の支援内容について説明を受けます。訪問前に利用者に電話でこれから訪問することを伝えます。
13：10	社会福祉協議会 出発	利用者宅に向かいます。支援員は公共交通機関または社会福祉協議会の自転車等を使用して訪問します。
13：30	利用者宅訪問 支援開始  ※支援時間は支援内容によって変動するため、1時間の時もあれば2時間の支援になる時もあります。	利用者宅に到着。支援を通してコミュニケーションを図り、利用者の状況を把握します。月に1度の関わりだからこそ見えてくるものがあります。 【支援内容(例)】 ・見守り(近況確認) ・郵便物の確認 ・銀行への払戻し同行 ・記帳内容の確認
14：30	支援終了	利用者宅を出発
14：50	社会福祉協議会 到着	
15：00	記録作成、報告	本日の支援内容を記録に残します。また、利用者の様子で気になったことや判断に迷ったことなどについて専門員と情報共有を図ります。
16：00	退勤	記録の作成が終わった後、退勤となります。